

国民年金からのお知らせ

■ 住民課住民係 内線264

年金を受給している皆さんへ

『令和2年分扶養親族等申告書』の提出はお済みですか？

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされます。

課税対象となる受給者の人は、「扶養親族等申告書」が9月中旬ごろに日本年金機構から送られています。下記の確認シートで提出が必要となった人は、提出しないと各種控除が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

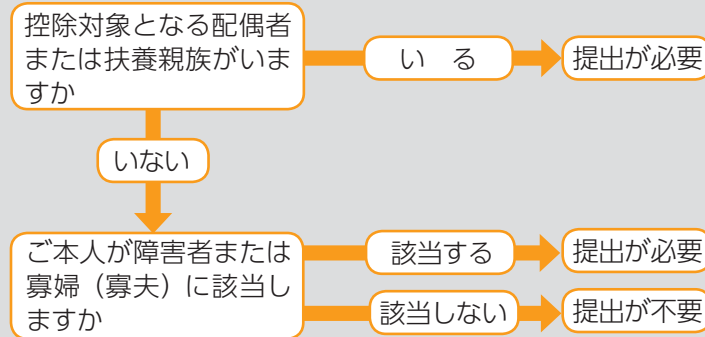
令和2年分「扶養親族等申告書」が送付されている人

年齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上



早めに提出してね！

申告書の提出が必要かどうかの確認シート



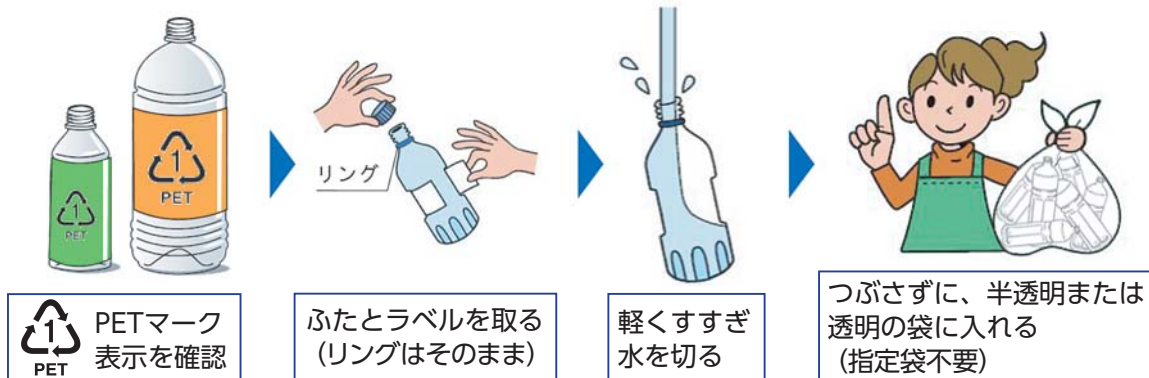
■ 問合せ先

扶養親族等申告書お問い合わせ
ダイヤル
0570(081)240
高崎年金事務所
027(322)4299

vol.125

環境保健協会からのお知らせ

ペットボトル 正しく捨てていますか？



ペットボトルをその他のごみに混ぜないでください！

ペットボトルが燃やせるゴミに混ざってゴミステーションに出されていることがあります。ペットボトルは燃やすと有害物質を発生させるだけでなく、焼却炉を傷める原因にもなります。ペットボトルはその他のごみと一緒にせずきちんと分別して、ペットボトルごみの日に捨てましょう。

■ 問合せ先 住民課環境係 内線269